

○静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則

平成25年4月1日

規則第38号

改正 平成26年3月13日規則第18号

平成27年3月30日規則第28号

平成28年3月31日規則第61号

平成31年3月27日規則第11号

令和2年3月5日規則第6号

令和3年3月31日規則第55号

令和3年8月31日規則第66号

静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(平成15年静岡市規則第167号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 廃棄物の処理(第3条—第9条)

第3章 一般廃棄物及び産業廃棄物

第1節 一般廃棄物処理業(第10条—第13条)

第2節 一般廃棄物処理施設(第14条—第28条)

第3節 産業廃棄物処理業等及び産業廃棄物処理施設(第29条—第40条)

第4節 雑則(第41条—第45条)

第4章 産業廃棄物再生利用業(第46条—第49条)

第5章 雑則(第50条—第54条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)及び静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例(平成15年静岡市条例第177号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法、政令、省令及び条例の例による。

## 第2章 廃棄物の処理

### (多量の一般廃棄物)

第3条 条例第9条第2項に規定する多量の一般廃棄物は、おおむね100キログラム以上の一般廃棄物とする。

### (処理施設利用簿)

第4条 条例第9条第2項の規定により多量の一般廃棄物を本市の処理施設に自ら運搬する占有者等は、当該一般廃棄物を本市の処理施設に搬入する際に処理施設利用簿（様式第1号）に必要な事項を記載しなければならない。

### (事業活動に伴う一般廃棄物の処理)

第5条 条例第12条第1項の規定による承認を受けようとする者は、事業活動に伴う一般廃棄物処理方法承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第12条第1項の規定による承認をするときは、処理方法承認書（様式第3号）を前項の規定による申請をした者に対して交付するものとする。

### (産業廃棄物の処理)

第6条 条例第14条に規定する産業廃棄物を生ずる事業者で本市に処理を委託しようとするものは、当該産業廃棄物を本市が収集し、運搬し、及び処分する方法又は事業者が本市の処理施設まで運搬し、本市が処分する方法のいずれかについて市長の承認を受けなければならない。この場合において、事業者は、当該産業廃棄物を処分しやすいように大別し、かつ、圧縮、破碎等の前処理に努めなければならない。

2 前項の規定による承認を受けようとする者は、産業廃棄物処理方法承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による承認をするときは、処理方法承認書（様式第3号）を交付するものとする。

### (指定容器の使用)

第7条 条例第12条第1項の規定により事業活動に伴う一般廃棄物を本市が収集し、運搬し、及び処分する方法について承認を受けた者は、当該一般廃棄物を排出するときは、条例第13条第2項第1号の規定により市長が指定する容器により排出しなければならない。

2 前条第1項の規定により産業廃棄物を本市が収集し、運搬し、及び処分する方法について承認を受けた者は、当該産業廃棄物を排出するときは、条例第13条第2項第1号の規定により市長が指定する容器により排出しなければならない。

3 条例第13条第2項第1号の規定により市長が指定する容器は、市長が指定する販売所において購入しなければならない。

(手数料等の納付方法等)

第8条 条例第16条第1項の手数料等は、条例第13条第2項第1号の規定により市長が指定する容器を使用する場合にあってはその購入の際にその代金と併せて、本市の処理施設に直接持ち込む場合にあっては第5条第1項又は第6条第2項の規定による申請の際に納付するものとする。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、市長が指定する期限までに納付するものとする。

2 条例第13条第2項第1号に掲げる場合の手数料等の額は、同号に定める容器1個当たりの額に当該容器の数を乗じた額とする。

(手数料等の減額又は免除)

第9条 条例第17条の規定による手数料等の減額又は免除を受けようとする者は、手数料(費用)減額・免除承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、手数料等の減額又は免除について承認をするときは、手数料(費用)減額・免除承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

### 第3章 一般廃棄物及び産業廃棄物

#### 第1節 一般廃棄物処理業

(一般廃棄物処理業の許可申請)

第10条 法第7条第1項の規定による許可又は同条第2項の規定による許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図(運搬車両にあっては、登録書類の写し及び写真)及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

(2) 申請者が事業の用に供する施設の所有権又は当該施設を使用する権原を有することを証する書類

(3) 申請者の住民票の写し(法人にあっては、当該法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書)

(4) 申請者(法人にあっては、その役員)、法第7条第5項第4号ト、ヌ及びルの政令で定める使用人及び申請者の法定代理人(申請者が未成年者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。)である場合に限る。以下同じ。)の履歴書

- (5) 申請者（法人にあっては、その役員を含む。）、法第7条第5項第4号ト、ヌ及びルの政令で定める使用人及び申請者の法定代理人が同号イからルまでに掲げる者でないことを誓約する書面（様式第7号）
  - (6) 直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が法人である場合に限る。）
  - (7) 直前2年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が個人である場合に限る。）
  - (8) 申請者の使用人の名簿
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- 2 法第7条第6項の規定による許可又は同条第7項の規定による許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書（様式第8号）に前項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 法第7条の2第1項の規定による許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 第1項第1号及び第2号に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）
  - (2) 第1項第3号から第7号までに掲げる書類
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- （令2規則6・一部改正）

（一般廃棄物処理業の許可証）

第11条 市長は、法第7条第1項の規定による許可、同条第2項の規定による許可の更新又は法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物の収集又は運搬の事業の範囲の変更の許可をしたときは一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第10号）を、法第7条第6項の規定による許可、同条第7項の規定による許可の更新又は法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物の処分の事業の範囲の変更の許可をしたときは一般廃棄物処分業許可証（様式第11号）を交付するものとする。

（一般廃棄物処理業の廃止等の届出）

第12条 法第7条の2第3項の規定による届出は、一般廃棄物処理業廃止（変更）届出書（様式第12号）により行うものとする。

2 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 当該届出に係る事業の許可証（廃止する場合に限る。）

(2) 変更の届出にあつては、第10条第1項第1号から第5号までに掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(一般廃棄物処理業の業務状況報告)

第13条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、毎月の業務状況を一般廃棄物処理業業務報告書（様式第13号）により、翌月10日までに市長に報告しなければならない。

## 第2節 一般廃棄物処理施設

(一般廃棄物処理施設の設置許可申請等)

第14条 法第8条第2項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書（様式第14号）によるものとする。

2 省令第5条の3第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書（様式第15号）によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の設置等許可証)

第15条 市長は、法第8条第1項の規定による許可又は法第9条第1項の規定による変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置許可証（様式第16号）を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設の使用前検査の申請等)

第16条 省令第4条の4第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（様式第17号）によるものとする。

2 市長は、法第8条の2第5項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、当該一般廃棄物処理施設が法第8条第2項又は省令第5条の3第1項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認めたときは、一般廃棄物処理施設使用前検査確認通知書（様式第18号）を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設の定期検査の申請等)

第17条 省令第4条の4の2の申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書（様式第19号）によるものとする。

2 省令第4条の4の4の検査の結果を通知する書面は、一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書（様式第20号）によるものとする。

(特定一般廃棄物最終処分場の状況報告)

第18条 省令第4条の17の報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況報告書（様式第21号）によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の軽微変更等の届出)

第19条 省令第5条の4の2第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（様式第22号）によるものとする。

（一般廃棄物最終処分場の埋立処分終了の届出）

第20条 省令第5条の5第1項の届出書及び省令第5条の10第1項の届出書は、一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書（様式第23号）によるものとする。

（一般廃棄物最終処分場の廃止の確認の申請等）

第21条 省令第5条の5の2第1項（省令第5条の5の4において準用する場合を含む。）、第5条の5の2の2第1項、第5条の10の2第1項及び第5条の10の2の2第1項の申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（様式第24号）によるものとする。

2 市長は、法第9条第5項（法第9条の3第11項において読み替えて準用する場合を含む。）又は法第9条の2の3第2項の規定により、当該最終処分場の状況が法第9条第5項に規定する技術上の基準に適合していることを確認したときは、一般廃棄物最終処分場廃止確認通知書（様式第25号）を交付するものとする。

（平31規則11・一部改正）

（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設設置者に係る認定の申請等）

第22条 省令第5条の5の5第1項の申請書は、熱回収施設設置者認定申請書（様式第26号）によるものとする。

2 市長は、法第9条の2の4第1項の規定による認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証（様式第27号）を交付するものとする。

（認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出）

第23条 省令第5条の5の10第1項の届出書は、熱回収施設休廃止等届出書（様式第28号）によるものとする。

（認定熱回収施設の報告）

第24条 省令第5条の5の11第1項の報告書は、熱回収報告書（様式第29号）によるものとする。

（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置等の届出）

第25条 法第9条の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書（様式第30号）により行うものとする。

2 省令第5条の8第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書（様式第31号）によるものとする。

3 省令第5条の9の2第1項の届出書は、市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設軽微変更

等届出書（様式第32号）によるものとする。

（非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置等の届出）

第25条の2 法第9条の3の3第1項の規定による届出は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書（様式第32号の2）により行うものとする。

2 省令第5条の10の10において読み替えて準用する省令第5条の8第1項の届出書は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更届出書（様式第32号の3）によるものとする。

3 省令第5条の10の12において読み替えて準用する省令第5条の9の2第1項の届出書は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（様式第32号の4）によるものとする。

（平28規則61・追加）

（一般廃棄物処理施設に係る譲受け等の許可申請等）

第26条 省令第5条の11第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可申請書（様式第33号）によるものとする。

2 市長は、法第9条の5第1項の規定による許可をしたときは、一般廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可証（様式第34号）を交付するものとする。

（一般廃棄物処理施設設置者に係る合併等の認可申請等）

第27条 省令第5条の12第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置者合併（分割）認可申請書（様式第35号）によるものとする。

2 市長は、法第9条の6第1項の規定による認可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置者合併（分割）認可証（様式第36号）を交付するものとする。

（一般廃棄物処理施設に係る相続の届出）

第28条 省令第6条第1項の届出書は、相続届出書（様式第37号）によるものとする。

### 第3節 産業廃棄物処理業等及び産業廃棄物処理施設

（産業廃棄物処理業許可等及び産業廃棄物処理施設設置許可等の申請に伴う添付書類）

第29条 省令第9条の2第2項第15号（省令第10条の12第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する省令第9条の3第1号に掲げる基準に適合することを誓約する書面又は省令第10条の4第2項第9号（省令第10条の16第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する省令第10条の4の2第1号に掲げる基準に適合することを誓約する書面は、特定不利益処分を受けていない旨の誓約書（様式第38号）によるものとする。

（平31規則11・全改）

第30条 省令第10条の4第2項第1号（省令第10条の9第3項、第10条の16第2項又は第10条の22第3項において準用する場合を含む。）の事業計画の概要を記載した書類は、産業廃棄

物処分業等事業計画概要書（様式第38号の2）によるものとする。

（平31規則11・追加）

第31条 省令第10条の4第2項第4号（省令第10条の9第3項、第10条の16第2項又は第10条の22第3項において準用する場合を含む。）の当該処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類は、処分後の産業廃棄物等処理方法書（様式第38号の3）によるものとする。

（平31規則11・追加）

第32条 省令第10条の4第2項第7号（省令第10条の9第3項、第10条の16第2項又は第10条の22第3項において準用する場合を含む。）の当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類は、産業廃棄物処分業資金総括調書（様式第39号）によるものとする。

（平31規則11・旧第30条線下・一部改正）

第33条 省令第11条第6項第6号の当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類、省令第12条の9第3項第6号の変更後の産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類又は第12条の11の12第2項第2号、第12条の11の13第2項第3号ロ若しくは第12条の12第2項第3号の当該産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類は、産業廃棄物処理施設等資金総括調書（様式第39号の2）によるものとする。

（平31規則11・追加）

第34条 省令第11条第6項第8号、第12条の11の12第2項第4号又は第12条の12第2項第4号の資産に関する調書は、資産に関する調書（様式第40号）によるものとする。

（平31規則11・旧第31条線下・一部改正）

第35条 省令第11条第6項第11号、第12条の11の12第2項第7号、第12条の11の13第2項第2号ハ又は第12条の12第2項第5号の申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面は、欠格要件に該当しない旨の誓約書（様式第41号）によるものとする。

（平31規則11・旧第32条線下・一部改正）

第36条 削除

（平31規則11）

（産業廃棄物処理施設の使用前検査確認通知書）

第37条 市長は、法第15条の2第5項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、当該産業廃棄物処理施設が法第15条第2項又は省令第12条の9第



1 項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認めるときは、産業廃棄物処理施設使用前検査確認通知書（様式第46号）を交付するものとする。

（産業廃棄物最終処分場の廃止確認通知書）

第38条 市長は、法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する法第9条第5項又は法第15条の3の2第2項の規定により、当該最終処分場の状況が法第9条第5項に規定する技術上の基準に適合していることを確認したときは、産業廃棄物最終処分場廃止確認通知書（様式第47号）を交付するものとする。

（令2規則6・一部改正）

（産業廃棄物処理施設に係る譲受け等の許可証）

第39条 市長は、法第15条の4において読み替えて準用する法第9条の5第1項の規定による許可をしたときは、産業廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可証（様式第48号）を交付するものとする。

（令2規則6・一部改正）

（産業廃棄物処理施設設置者に係る合併等の認可証）

第40条 市長は、法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定による認可をしたときは、産業廃棄物処理施設設置者合併（分割）認可証（様式第49号）を交付するものとする。

#### 第4節 雑則

（欠格要件に係る届出）

第41条 省令第2条の7の届出書、省令第2条の8第2項の届出書、省令第10条の10の3の届出書、省令第10条の10の3の2第1項の届出書、省令第10条の24の届出書及び省令第10条の24の2第1項の届出書は、廃棄物処理業欠格要件届出書（様式第50号）によるものとする。

2 省令第5条の5の3の届出書、省令第5条の5の3の2第2項の届出書、省令第12条の11の3の届出書及び省令第12条の11の3の2第1項の届出書は、廃棄物処理施設欠格要件届出書（様式第51号）によるものとする。

（令2規則6・一部改正）

（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類その他の事項の届出）

第42条 省令第12条の7の17第2項の届出書は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置届出書（様式第52号）によるものとする。

（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類その他の事項の届出の受理書）

第43条 省令第12条の7の17第4項の受理書は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄

物処理施設の特例設置届出受理書（様式第53号）によるものとする。

（一般廃棄物処理施設として届け出た産業廃棄物処理施設の変更等の届出）

第44条 省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置廃止（変更）届出書（様式第54号）により行うものとする。

（特定処理施設設置者の事故時応急措置届出）

第45条 法第21条の2第1項の規定による届出は、特定処理施設事故時応急措置届出書（様式第55号）により行うものとする。

#### 第4章 産業廃棄物再生利用業

（産業廃棄物再生利用業者の指定の申請）

第46条 省令第9条第2号又は省令第10条の3第2号の規定による指定（以下「再生利用業者の指定」という。）を受けようとする者は、産業廃棄物再生利用業者指定申請書（様式第56号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）再生利用の事業計画の概要を記載した書類
- （2）再生利用の事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図（運搬車両にあっては、登録書類の写し及び写真）及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- （3）申請者が事業の用に供する施設の所有権又は当該施設を使用する権原を有することを証する書類
- （4）申請者の住民票の写し（法人にあっては、当該法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書）
- （5）申請者（法人にあっては、その役員）、法第14条第5項第2号ニ及びホの政令で定める使用人及び申請者の法定代理人の履歴書
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（産業廃棄物再生利用業者の指定証の交付）

第47条 市長は、再生利用業者の指定をしたときは、産業廃棄物再生利用業者指定証（様式第57号）を交付するものとする。

2 再生利用業者の指定の期間（以下「指定の有効期間」という。）は、前項の規定による指定証の交付の日から起算して2年を超えない範囲内において市長が定めるものとする。

（産業廃棄物再生利用業者の指定の更新）

第48条 再生利用業者の指定を受けた者は、指定の有効期間の満了後も引き続き産業廃棄物再生利用業者の指定に係る事業を営もうとするときは、当該指定の有効期間の満了の日までに、

産業廃棄物再生利用業者指定更新申請書（様式第58号）に第47条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、産業廃棄物再生利用業者の指定の更新を受けなければならない。

2 前項に規定する更新の申請があった場合における当該更新に係る指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して2年を超えない範囲内において市長が定めるものとする。

3 前条第1項の規定は、第1項の規定による指定の更新をしたときについて準用する。

（産業廃棄物再生利用業者の指定の変更の届出）

第49条 再生利用業者の指定を受けた者は、当該指定に係る事業の全部若しくは一部を廃止し、又は次に掲げる事項を変更したときは、速やかに産業廃棄物再生利用業者廃止（変更）届出書（様式第59号）を市長に提出しなければならない。

（1）氏名又は名称

（2）法人の場合にあつては、役員

（3）法第14条第5項第2号ニ及びホの政令で定める使用人及び申請者の法定代理人

（4）事務所又は事業場の所在地

（5）事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模

（6）再生利用のための廃棄物が排出される事業所

2 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

（1）当該届出をする者に係る指定証（廃止する場合に限る。）

（2）第46条各号に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）

## 第5章 雑則

（最終処分場埋立終了届出台帳の閲覧請求）

第50条 法第19条の12第3項の規定による請求は、最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書（様式第60号）により行うものとする。

（平31規則11・一部改正）

（許可証等の再交付）

第51条 法第7条第1項若しくは第6項、第7条の2第1項、第8条第1項、第9条第1項、第9条の5第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項、第15条の2の6第1項若しくは第15条の4第1項の許可を受けた者、法第9条の2の4第1項若しくは第15条の3の3第1項の認定を受けた者、法第9条の6第1項若しくは第15条の4第1項の認可を受けた者又は再生利用業者の指定を受けた者（以下「処理業者等」という。）は、許可証、認定証、認可証又は指

定証（以下「許可証等」という。）を亡失し、若しくは損傷したとき、又は市長が特に必要があると認めるときは、許可証等再交付申請書（様式第61号）に、損傷を理由とする場合にあっては当該損傷した許可証等を添えて市長に提出することにより、その再交付を申請することができる。

（許可証等の返納）

第52条 処理業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに許可証等を市長に返納しなければならない。

- （1）許可、認定又は再生利用業者の指定を取り消されたとき。
- （2）一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設又は事業の全部を廃止したとき。
- （3）事業の全部の停止又は施設の使用の停止を命ぜられたとき。
- （4）許可証等の再交付を受けた後に亡失した許可証等を発見したとき。

（清掃対策審議会）

第53条 条例第18条の静岡市清掃対策審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順位によりその職務を代理する。
- 6 審議会の会議は、会長が招集する。
- 7 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 8 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 9 会長が必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。
- 10 会長が必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。
- 11 審議会及び部会の庶務は、環境局ごみ減量推進課において処理する。

（平26規則18・平27規則28・一部改正）

（雑則）

第54条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則 (平成26年3月13日規則第18号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日規則第28号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第61号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の相当様式により提出された文書とみなす。

- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則 (令和2年3月5日規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則 (令和3年3月31日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年8月31日規則第66号) 抄

この規則は、令和3年9月1日から施行する。